

占領期における非軍事化と武装解除

—特に「占領軍の刀狩り」を中心として—

荒敬

はじめに

連合国による対日占領の基本目的の一つは日本を非軍事化することにあった。非軍事化は帝国軍隊を解体して日本を軍事的に武装解除することで実施に移された。これは日本が非武装国家として出発する前提となり、⁽¹⁾結局、戦後新

憲法の非武装平和主義に結実することになった。だが他面、占領当局は民間レベルの武装解除も同時に求めたのである。その直接的理由は日本軍部の抗戦派や右翼の抵抗を排除するためであり、また復員兵などを通じて民間に流出した武器を回収するためであった。この民間武装解除のうち本稿の主な関心は占領軍の「刀狩り」にある。

従来、占領軍の「刀狩り」を論じたものには二つの系統がある。第一は敗戦直後の日本軍部（大本営）当局の対応

を中心とするものであり、回想記や歴史読物で語られてきた。第二は警察当局のものであり、主に各府県の警察史で述べられている。この問題がそもそも一つの系統で論じられている理由は民間武器回収（刀狩り）に関する占領当局との折衝主体が占領下のある時点で軍（大本営）から日本政府（内務省）に移行したためである。

前者の文献の特徴は敗戦直後の状況に限定してあるのだが、記憶や伝聞をもとにしているため一般状況を知ることができても日時の表記が正確でないなど具体的な経過に錯誤がある場合が多い。他方、後者の各警察史は主に民間武装解除の実施過程と取締り法の制定に関心をおいているところに特徴があるが、当該問題の前提となる日本軍側の対応については全く触れていないと言つてよい。それゆえ現段階において当該問題に関する具体的過程や全体像についてはほとんど明らかにされていないというのが実情である

占領期における非軍事化と武装解除（荒）

といえよう。

ところで占領当局による民間レベルの武器回収は先祖伝來の家宝としての日本刀や生活必需品としての獵銃など在来の武器までも対象として行われた。占領軍の「刀狩り」

は結果的にいえば市民の武装解除・民間レベルの非武装化をもたらした。権力による強制的な市民の武装解除の歴史的な意味は権力に対する市民の武装抵抗権を剝奪することである。

以上から占領軍の武装解除は、（一）非武装平和主義に関わる軍事面と、（二）市民の抵抗権に關わる民間レベルの二つの側面をもっていたといえよう。この両側面は捉え方によつて、その性格づけと評価を異にするものであるかもしだれない。⁽²⁾

本稿の課題は占領当局の政策と日本側の対応を軸に、第一に敗戦直後の軍部（特に大本営横浜連絡委員会）の対応

とその特徴、第二に内務省の対応と「刀狩り」の実施過程の特徴、第三に占領期における「刀狩り」の違反防止措置と取締り法令の制定の経緯を明らかにすることにある。だが本稿では占領当局側の具体的な動向に關してはあまり触れることができなかつた。日本の武装解除を担当した占領

当局側の部局は日本の帝国軍隊に対しても主に総司令部参謀四部（G 4 = G D）があたり、民間レベルに対しても當

初が同三部（G 3 = G C）で後に參謀二部民間諜報局（G 2 = G B / C I S）に移つてゐる。現在のところ、これら内部文書を検討して発表するだけの準備を筆者はもつていない。

次に本稿の論述にあたつての留意点について述べたい。

（一）本稿は「占領軍の刀狩り」という課題を設定しているため、論述対象を主に刀剣類に限定しているが、獵銃等の火器類もできるだけ触れるようにした。というのは筆者の関心は日本の武装解除全般にあり、民間レベルについても全体的な概観と事實關係を明らかにしておきたいからである。日本軍隊の武装解除に関する別々の機会に究明したいと思っている。（二）今回は占領期に焦点を合わせたため明治から昭和前期における銃砲刀剣類の取締り法令については言及しなかつた。⁽³⁾

なお本稿の叙述に際しては、できるだけ資料に語らせる方法をとつた。外務省文書など原資料の引用は片仮名を平仮名に、旧漢字を新漢字に一部換え、適宜句読点を補うなどした。また注記を簡略するため各県警察史などは本文注とし、英文資料など重要資料や補足は外注にまわした。

註

（1）帝国軍隊の解体に關しては歴史学研究大会における栗屋憲

太郎氏と筆者の共同報告「日本敗戦と旧支配体制の解体」を参照されたい（歴史学研究別冊・七九年度大会報告『世界史における地域と民衆』一九七九年一〇月所収）。

(2)

武装解除におけるこの二つの側面の歴史実態を踏まえた総合的な理論化が求められよう。総合的理論化のために示唆を与えるのは平和研究における「非武装抵抗」論である。言うまでもなく「非武装抵抗」論は、国家間紛争において平和を確保するための民衆レベルでの対外的な抵抗理論の一つである。この理論は一国内の権力対民衆の対抗関係における抵抗理論にも適用できると思われる。すなわち「非武装抵抗」論には国際レベルでの権力政治（パワー・ポリティックス）を否定する思想原理が根底にあるからである。その意味で「非武装抵抗」は国内権力（究極的には国家権力）に対する抵抗理論としても意味を持ちうると思われる。特に民主主義を標榜する現代国家においては言論や議会などが民衆の抵抗手段として大きな現実的意味をもつてゐると思われるからである。この意味で筆者は本稿を「非武装国家日本の前提」を明らかにする一つの作業として位置づけたい。

(3) 本来ならば明治から昭和前期における銃砲刀剣類及び爆発物の取締り、特にそれらの授受・運搬・携帯について論じるべきであるが、紙数の関係で省略した。携帯取締りに關しては一九〇〇（明治三三）年制定の治安警察法（法律第三六号）第十八条、同年制定の行政執行法（法律第八四号）第一条及び一九一〇（同四三）年制定の銃砲火薬類取締法（法律第五三号）第一二条をもって規定されていたことを指摘するだけに留めておく。

史苑（第五一卷第一号）

第一章 敗戦直後の「刀狩り」方針と大本営横浜連絡委員会の対応

(一) 有末回想記に見る「昭和の刀狩り」と問題の所在

一九四五年八月三〇日、マッカーサーが厚木に到着し、横浜の税関本局内に設置された臨時総司令部（G H Q）におさまった。この日、日本政府は有末精三陸軍中将を委員長とする大本営横浜連絡委員会（有末機関）を設置し、これに武装解除・復員など連合国側の軍命令関係を担当させた。有末はこの時の占領当局との対応を後に『有末機関長の手記』（芙蓉書房、一九八三年）として回想している。だが当時の外務省文書などと照合すると経過（特に日時）の違いだけでなく、実際面でも事実に混乱を持ち込んでいる。その論点は三つに整理することができよう。

第一は回想記によると四五年九月三日午後、参謀次長河辺虎四郎中将が連合軍参謀長サザランド中将と会見し、日本の軍刀の無制限な徵集・接收を厳に戒められない旨願意したこと（一二八頁）。しかし、この会見について現在のところ原資料からは確認できない。外務省文書では両者会談は九月八日となっている（後述）。とはいえ有末機関の関係者が八日以前に当該問題で占領当局と折衝していたことを否定するものではない。

占領期における非軍事化と武装解除（荒）

第一回は回想記によると河辺參謀次長や有末機関の懇請の結果、同六日、サザランド參謀長は有末に「爾後、米軍将兵による勝手な軍刀の接收は一切行わせないよう取り計らう」との口頭指示を行つたが、その夜、総司令部から有末は「本日、參謀長の口頭指示は取り消された」との封書を受け取り、翌七日、サザランドから正式に「日本人ごとに日本軍の復讐、進駐軍に対する暴力抵抗を疑つてのこと」との取り消しの理由を言い渡されたこと（一二九～一三〇頁）。だが外務省文書などによると総司令部が日本政府に対しても軍刀の所有許可を出したのは九月七日で、それを撤回したのは一日となつてゐることである。

第三回は折衝内容に関わる問題、すなわち日本軍側の折衝の論理についてである。有末回想記によると河辺は対サザランド会談で「日本の軍刀は、必ずしも単純な兵器としてではなく、日本文化の象徴としてむしろ美術品的鑑賞に値する」と説明し（一一八頁）、またサザランドは撤回に際して有末に「貴官とわが輩とは、美術文化的見解の相違であり、これ以上の議論は無用だ」と日本側の要請を退けていふことである（一二九頁）。すなわち有末回想記では軍部（有末機関）の説得工作の核心は「軍刀＝美術品」であり、占領当局も「美術品」問題として対応したことになつてゐる。

だが後述するように事実は違つてゐる。すなわち有末機関（軍部）の折衝の論理は「軍刀＝家宝」であり、占領当局も「家宝」問題として対応しているのである。「美術品」云々は占領当局の撤回以降の日本政府（特に内務省）の折衝論理であつたのである。

これらの論点を踏まえて次節で有末機関の折衝過程を明らかにしよう。

〔一〕占領軍の「刀狩り」方針と有末機関の対応

日本政府はボツダム宣言受諾の際に民間レベルの武装解除を既に予想していた。外務省は、八月一五日、同宣言の条項にある非軍事事項の内容を予想する意見書を作成している。すなわち「敵は：軍の所有に属せざる武器、弾薬、軍用機材等の引渡（中略）を本件条項中に規定せんとする公算あり」と。民間の武装解除が現実に日本政府に伝達されたのは河辺虎四郎參謀次長を主席とする軍事使節団が一九日にマニラに派遣された時のことである。そこで河辺使節団は連合軍の進駐に関する命令書三通と要求書一通を受領するが、他に「一般命令第一号（陸海軍）」も受け取つたのである。⁽²⁾「一般命令第一号」の第一項は民間所有の武器の収集引渡しを命じていた。すなわち「日本国大本營及日本國當該官憲は、連合國占領指揮官の指示ある際、一般日本國民の所有する一切の武器（all arms）を蒐集し且引

渡す為めの準備を為し置くべし。⁽³⁾。しかしこの規定にある「国民の所有する一切の武器」とは具体的に何を指しているのか日本政府には明らかではなかったといえよう。

占領開始後、占領当局側の第一の関心は軍部の武装解除であり、民間レベルの武装解除に関する具体的な指令は發せられなかつた。民間レベルの武器問題で折衝の行動をおこしたのは日本側（有末機関）である。その直接的な理由は有末の回想記でも触れられているが占領軍将兵のむやみな軍刀・日本刀の押収が頻発したからであった。マッカーサーが横浜に本拠を置いて以後、占領軍の進駐は本格化した。占領当初、米軍将兵の引き起こした事件は神奈川県に集中している。例えば一九四五年九月七日付『朝日新聞』によると八月三〇日から九月五日までの神奈川県での総件数は九八六件（うち警官に対するもの五〇七件）で、本稿に關係する事件種別をみると一般人からの武器剝奪四四・警官からの小銃強奪三九〇・同拳銃強奪四八・同帶劍強奪四一となつてゐる。

警官の被害が半数以上を占めているのが特徴であるが、その中心は占領軍兵士を守備する警備警察官の武装を連れていた。「一般命令第一号」では警官の武装は治安維持のため例外として認められていたのであるが、その後も警官の被害は生じた。このような事態への対処として、例え

ば兵庫県では九月二五日以降、警備警察官の武装をめぐるトラブルを避けるため「我々警察官は貴下外国人を保護する為聯合軍総司令官ダグラス・マッカーサー元帥よりの要請に依り適當の武器を所持するものなり」という日英両文のメモを携帯させている（『兵庫県警察史・昭和編』一九七五年、四六九～四七〇頁）。米軍将兵による戦利品としての軍刀・日本刀の勝手な微発に対し日本側が占領当局との折衝をもとうとしたのである。

日本側が占領当局と折衝をもつた理由の第二は総司令部（GHQ）が九月二日、『指令第一号』を発したことにある。それは日本軍の武装解除を命じたものであるが、前述した「一般命令第一号（陸海軍）」が付属文書として正式に日本政府に伝えられ、「国民所有の一切の武器の蒐集と引渡し」が現実問題として浮上することになつたからである。この指令に對して日本政府は「右措置の準備をなし居りたるも右武器の範囲分明ならず、特に日本刀、獵銃の如きが含まれるや否やに付疑惑問ありたる次第なり」との状況であつた（終連中央事務局・執務報告（第一号）⁽⁴⁾）。この「疑問」を明らかにするために折衝をもつたのである。

九月二日に有末とその機関は米軍參謀長サザランド中將に武装解除規定にある「武器」に所謂刀剣が含まれるかどうかを問い合わせている。これに對してサザランドは同六

日、「刀 (swords) 及び剣 (bayonets) は武器という語の本来の定義に含まれるものであり、それ故、武装解除命令に従うべき如何なる将校・下士官兵及び軍属等もこれらの武器を保持しえない」との返答をよこした。⁽⁵⁾

だがこの間、有志ら軍部は軍刀の保有を占領当局やその関係者に機会あるごとに要請したのである。その結果、「日本刀に付ては日本軍隊の武装解除に関連し、九月七日、連合軍より日本軍人の所有する刀剣類にして個人的財産たるものは之が保有を認むる旨」の指令が発せられたのである（前掲「終連中央事務局・執務報告（第一号）」）。その指令の正確な内容は軍人の刀剣保持に関するものであるならば軍事的意味を一切持たない「家宝 (hou-sehold treasures)」であることを条件に保持され得るであろうとの助言を与えたものであった。⁽⁶⁾つまり占領当局は軍人所有の刀剣（軍刀）を押収の対象外とする旨を示唆したものである。この指令が文言上、軍刀の個人保有を確実なものとしていたかたためであろうか、翌八日、河辺参謀次長はサザランド参謀長との個人的な会見をもつて「日本軍人は武装解除されることとなるも軍刀は軍人の家にとりては家宝なり、軍刀は外すも猶之を家に所蔵するを認むる寛大さを有せられざるや」とダメ押しした。それに対してもサザランドは「其の気持ちは判る、近く何分の指令を出す

べし」と答えていた。⁽⁷⁾ サザランドは「軍刀」を「家宝」として善処するとの言質を与えたといえよう。

他方、日本政府は七日の通達に対して「日本刀は蒐集乃至引渡の対象たらざるものと解して」対処した（前掲「終連中央事務局・執務報告（第一号）」）。つまり日本政府の解釈は「軍刀」を含む「日本刀」一般を対象外としようとしたのである。ここに日本側の対応策にも幾分の違いがあったことが確認できる。すなわち軍側は軍人の軍刀保有を最大の折衝課題としていたのに對して日本政府としては日本刀一般の保有に関心があつたということである。軍と政府（内務省）との間には微妙な違いがあつたといえよう。

だが一日、総司令部は七日の通達を撤回し、「私有刀劍を含む一切の刀剣を軍国主義の表象として取扱ひ、之が破却を要求するものなる旨通報」してきたのである（同前）。この指令を要約すると、七日の書簡は個人所有の刀剣保持を許可するものであつたが、それは封建的軍国主義復活の一つの証拠として日本国民に誤解されつつある。それゆえ前回の指令を放棄し、個人所有を含む全ての刀剣を軍国主義の象徴として取り扱い、他の全ての武器とともにその破壊を要求するというものであつた。つまりこの指令は日本軍人の所有する刀剣だけでなく日本刀一般を対象として、それを破壊せよというものであつた。⁽⁸⁾ この撤回指令の文言

から軍人の軍刀保持が軍國主義復活につながるのではないとかとの忠告や投書を日本国民が総司令部に行つてはいたことが読み取れるである。ここに総司令部の態度が急変した理由があつたといえよう。

小括

この時点までの日本側の対応は政府と軍側とで幾分の違いがあつたが、基本的には軍刀を含む日本刀の保持を例外として認めてもらおうとする方針であつた。それは本来ならば日本政府が折衝にあたるべき性質のものであつた。だが占領当局との折衝機関である終戦連絡中央事務局はその役割をめぐつて閣内対立の渦中にあり、この問題に対応できなかつた。⁽¹⁰⁾ ここに大本營有末機関が折衝に主導権を發揮する条件があつたのである。だが有末機関は折衝の焦点を軍刀問題に収斂させてしまつたといえよう。

日本の軍部で使用する軍刀は一部に官品を貸与する場合もあつたが、原則的には個人所蔵の日本刀を軍刀に仕込み直したか、官製品としての軍刀を購入したかの何れかであり、基本的には私物であつた。折衝過程で有末機関ら軍部は軍刀の個人保有を強調し、軍刀を「家宝」として保持することを占領当局から承認してもらおうとしたのである。その要望の根底には民間保有武器、すなわち軍刀（日本刀）を全面的に回収しようとする意図は存在しない。その意味

で軍側の対応は占領当局の武装解除政策と背馳するものであつたのである。

結局、軍部・有末機関の軍刀＝「家宝」論による折衝は失敗したといえよう。これによつて軍刀問題は終焉するが、同時に大本營横浜連絡委員会（有末機関）の役割も変化することになった。すなわち九月一三日に大本營が廃止され、有末機関は「陸海軍連絡機関」と名称変更した。占領当局は軍事問題と民事問題を分離して対処するよう求めたため有末機関は以後、軍方面の武装解除を担当することになった。これに伴つて民間保有武器回収問題は本来の担当である内務省警保局の手に移つた。なお占領当局側の担当部局は従前通りで変化はなかつた。

以上のように筆者はこの章を一応小括しておくが、最後に九月七日の指令について確認しておきたいことがある。それはこの指令が一日に撤回されたにも拘らず、以後も基本指令(SCAPIN No. 12)として存続し、占領当局の刀狩り政策に意味をもち続けたという事実である。つまり占領当局は七日の指令を廃止していないのである。民事局資料に総司令部が七日の指令を九日に麾下の第六軍・第八軍などに伝達した文書が残つており、その文書には後に記載された重要な注意書きがある。すなわち九月七日の指令は一〇日に米太平洋陸軍参謀部が解釈を変え、（一）軍人によ

占領期における非軍事化と武装解除（完）

る軍刀の保持は「先祖伝來の家宝 (heirlooms)」だけが許されるらしい。(1) 購入した官製品の刀は「家用」の範疇に属しないので他の戦争武器とともに回収されると記されている。つまり七日の指令は一一日に撤回されたが、実際には参謀部によつて「家宝」の意味内容が厳密に解釈され直した一〇日の方針で存続したのである。この方針が明確な形ではないが日本側に示されるのは以後のことである。ではその後の日本政府（内務省）の対応は如何であったらうか。次章では占領当局の刀狩り政策の展開に対する内務省の対応と刀狩りの実施過程などをみよう。

註

- (1) 「二〇、八、一五 聯合国側が「ボンダム」宣言の諸条項を実施する為必要なる（降伏）条項中に挿入せしもの」と予想せらるる非軍事事項に対する意見（江藤淳編『占領史 錄・第一巻・降伏文書調印経緯』講談社、一九八一年、四五六頁）。
- (2) The Japanese Government to SCAP, MEMORANDUM, C. L. O. No. 73, 15 Sept. 1945 (国立国会図書館憲政資料室所蔵『総司令部指令覚書類』及び“SCAP DIRECTIVES TO JAPANESE GOVERNMENT”所収)。△に占領期間からの指令関係文書（英文）は、特記しない限り同様による。
- (3) “Revision of General Order No. 1, SWNCC 21/5”, August 11, 1945, U. S. Dept. of State, Foreign Relations

of the United States, 1945, vol. VI. pp. 635-639. △の一般命令は八月一日、SWNCC 21/8 として正式に大統領に承認された (ibid.)。訳は末川博他編『日米安保条約体制史 I』三省堂、一九七〇年、四六八～四六九頁によつた。

(4) 「昭和二十年十一月十五日 執務報告（第一号）終戦連絡中央事務局第一部」(以下本文注のよう記す) 外務省外交記録マイクロフィルム Reel A-0112。

(5) R. A. Sutherland, Lieutenant General, U. S. A., Chief of Staff to The Central Liaison Office, Imperial Japanese Headquarters, Yokohama (Lt. Gen. S. Arisue), 6 September 1945 (『聯合国軍の命令指示等綴』防衛庁防衛研究所図書館所蔵)。

(6) Office of SCAP(Sutherland) to Chairman of the Military Commission in Yokohama (SCAPIN-12), 7 Sept. 45.

(7) 「昭二十九、八 政一 河辺參謀次長、ベギー・ハム 參謀長会談録」外務省外交記録マイクロフィルム Reel A-0055。

(8) Sutherland to Chairman of the Military Commission in Yokohama, 11 September 1945.

(9) 每日新聞記者の住本利夫は、△の著書『占領秘録・上』（毎日新聞社、一九五一）年の指令に関する有末談話を開載してゐるが内容はほぼ正確である。ただ有末が軍刀＝美術品の論理や占領当局と折衝したとの記述は正確でないと思われる（六三～六四頁）。

(10) 終連中央事務局をめぐる動向については『横浜市史 II・資料編 1・連合軍の横浜占領』（一九八九年）の拙稿「資料解説」を参照、七七三～七七六頁。

(11) SCAP, Radio, ZAX 5207, ACTION G-1, "Retention of Swords by Japanese", 9 September 1945. Civil Affairs Section documents (hereafter CAS).

第II章 「刀狩り」政策の展開と銃砲等所持禁止令の制定

(1) 「刀狩り」政策の展開と内務省の対応

九月一日の指令後も日本当局は刀剣（特に日本刀）を接收対象から外す方針を放棄したわけではなかった。政府（内務省）は「軍刀＝家宝」論に代わる新たな方針を打ち出すのであるが、その占領軍との折衝には終戦連絡中央事務局があたった。

民間武器回収に関して軍部に代わって日本政府が主導権をもつて対処するようになるのは九月一五日以後のことである。この一五日、日本政府（終連中央事務局）は総司令部（参謀三部）に対し書簡を送った。⁽¹⁾ それは日本政府（内務省）の意向を如実に示している。内容を要約すると、
(1) 敗戦後マニラで河辺軍事使節団は「一般命令第一号」の草案を受け取ったが、それに従って日本政府は八月二七日、軍の復員に伴って民間に流出した武器の収集を警察当局に命じたこと。(1)市民保有の拳銃（revolvers）と小銃（rifles）に關し、個人所有は日本では政府の許可が求めら

れ、厳しい警察の監視の下に置かれてゐること、その私的所有の数は少數であり、必要な時に容易に回収であること。
(II) 民間の私的所有の刀（swords）に關しては既に担当警察当局が管理のため収集し始めていること、もともと美術品として特別な価値をもつては所有者による厳格な管理のため担当警察当局に登録すること。(四)個人所有の獵銃に關しては生活必需品であるので許可制の下で保持させることがいふものであった。

この書簡の送付と同時に内務省は同日付（九月一五日）をもつて「地方官憲に対し民間所有の軍用銃砲、拳銃、短銃、仕込銃、刀剣、軍用火薬等の蒐集を命じ、美術的、骨董的価値ある刀剣は登録の上所有者をして保管せしむべき旨訓令」した（前掲「終連中央事務局・執務報告（第一号）」）。
このように内務省は「美術的価値ある刀剣」に關して所有者保管の方針を採用し、それを占領軍へ要請するとともに各県警察署に指示したのである。内務省の各府県宛訓令の内容は以下の通りである（『大阪府警察史・第三卷』一九七三年、八八／八九頁より再引）。

『一般命令第一号に基く緊急措置に關する件（昭和二〇年九月一五日内務省警保局長名）』

一、提出する武器弾薬の種類は軍用銃砲・短銃・仕込銃・軍刀・指揮刀・銃剣・その他一般刀剣および軍用火

占領期における非軍事化と武装解除（荒）

薬類（ただし刃渡り三〇センチメートル以下の小刀、美術的価値がある刀劍は警察署に届出、指示あるまで提出は見合わす）。

二、右提出は一般個人・学校・公共団体とし、警察・消防・刑務官等服制により職務上所持する者は提出を不用とする。

三、提出期限は二〇年一〇月一〇日、場所は所轄警察署とする。

四、実施については一般に十分納得徹底をはかり、爆発物の取扱いには事故防止に厳重注意する。

この緊急措置で重要な点は、(一)第一項で「一般刀劍」の提出に関して、小刀と美術品を例外として提出を保留していること、(二)民間武器の回収を日本の警察に任せることとなつてゐることである。特に「美術品」論は政府が從来とつていた日本刀一般を回収の対象としない方針を転換し、美術品以外の刀剣を回収する姿勢を示したという点で注意すべきである。この訓令を受けて各都道府県警察署は民間保有武器の収集に入り（収集過程の詳細は後述）、文部省も、同一九日、体育局長名をもつて各専門学校長宛「武器引渡命令に対する学校教練用銃兵器処理に関する件」の通牒を発して一五日の警保局長通牒の徹底を図った〔京都府警察史・第三卷〕一九八〇年、六二五頁）。

他方、総司令部（参謀三部）は、一五日の日本政府の申し入れを了承し、九月二十四日、「武器回収指令（SCAPIN No. 50）」として、(一)民間所有の全ての拳銃及び小銃を遅滞なく回収すべきこと、(二)民間所有の刀の回収を継続し速かに完了すべきことの二点を指示した。その際、総司令部は「日本刀に付ては復員者に非ざる眞実の民間人の所有する美術の目的物たるものに限り除外を認むる旨通報」した（前掲『終連中央事務局・執務報告（第一号）』）。この点は重要なので指令の正確な内容を述べると、刀収集に關して美術品と區別することを承認するが「この規定はその刀が事實上美術品であり、また復員軍人と區別された眞実の一般市民の手にある場合にのみ適用されるべし」となつてゐる。すなわち占領当局は初めて日本政府に公式に美術的価値ある刀の収集を例外として認めたのであるが、それはある意味では一〇日の参謀本部の方針を踏襲した新たな対応であつたといえよう。

この指令を受けて内務省は九月二七日、各警察署宛に次の緊急措置を訓令した（前掲『大阪府警察史・第三卷』八九頁より再引）。

『九月二十四日付指令に基づく緊急措置に関する件（昭和二〇年九月二七日警保局警務課長名）』

一、占領軍は国民的感情を理解し、神社仏閣の宝物、国

宝等はもちろん祖先伝来の刀剣については、その所有を失なわしめないようである。右の重要な美術品は警察署に届出のみ行わせる。

二、一般刀剣は一括して警察署に保管し、具体的な処置が決定されるまで指揮刀・超日本刀・昭和刀類のほか相当年代を経たるものでも自発的に提出させるよう配意する。

三、猟銃については有害鳥獣駆除等実際に必要とするもの以外は提出させる。

四、警察官等の所持する武器の特別措置は職務上に限り、右以外の所持は一般的の例による。さらに刀剣回収にあたる警察官は取扱い公正を期すとともに一般の誤解疑惑を招くことのないよう特に留意する。

この訓令から明らかなるように内務省は重要美術品以外の「一般刀剣」の回収に一層の意欲を示すようになった。同時に美術的価値ある刀剣類をどう措置するのかが次の問題として生じてくる。この美術刀剣に関して内務省は、一〇月一三日、次のような措置を各府県に通達した（同前）。

【民間武器引渡し命令に対する緊急措置（昭和二〇年一〇月一三日警保局行政警察課長）】

一、回収すべき武器および将来回収する刀剣中、美術骨董的価値あるものと認めたもの、すなわち、国宝・重

要美術品として文部大臣が指定したもの、重要美術品に準ずるもの、恩賜刀・元帥刀等由緒あり家宝として客観性を有するもの等については所定の届出後、所有者に返還する。

つまり内務省は美術骨董的価値ある刀剣を警察に届出した後、所有者に返還するとの方針を探用したのであるが、誰がどのような基準で美術骨董的価値の判断をするのかに關しては明らかにしてなかつた。この点が後に占領当局と意見対立することになる（第三節を参照）。

一方、この間、占領当局側の対日武装解除の担当部局が変化した。軍事問題と民事問題を分離して対処する方針が取られたからである。軍事担当は従来通り参謀第四部（G 4 = G D）があたつたが、民間レベルの武器回収は参謀三部から参謀二部民間諜報局（C I S）に管轄換えされた。民間諜報局は最高司令部（S C A P）が設置された一〇月二日に同時に開局し、日本警察の「管理」、特にその職務の政策提言や警察運営の監視・視察を担当した。

最高司令部（民間諜報局）は、一〇月二三日、「武器引き渡し指令（SCAPIN No. 181）」を発出した。⁽⁵⁾そこでは「民間から回収された武器弾薬は、米第六軍・第八軍・第五艦隊各司令官に引き渡すこと」を命じていた。つまり武器回収の地域レベルの実務をこれらの司令部に任せること

を日本側に正式に明らかにしたのである。この指令は一般民衆が保持する武器類の占領軍への引き渡しに関する指令であるが、その内容は「(一)例外は狩猟用及美術的武器、合理的ビジネス若は産業用に必要なる爆薬類、(二)許可証書〔は〕日本側で発行し聯合軍に報告す、(三)許可を受ける個人は聯合軍の指示に準拠すべし、武器類の Initial collection 及許可証等の発行は十二月一〇日迄に成立する」と、十二月一日以前に武器類を取締め及び許可に関する報告を行ひ爾後一ヶ月毎に報告する」とことなつていた（「終戦連絡各省委員会議事録 十月二十五日」）。

だがこの指令の中で見落としてならないのは、政府による例外物件の許可証発給に際しては違反や偽瞞の防止に万全の措置を講ずることも求めていたことである。ここにこの指令のもつ重要性がある。この点について一〇月二十五日の終連各省委員会で中央事務局第一部担当者は「民間武器引渡の件」に関して「保有許可と云ふ事が『ルーツ』の様に思ふ。或程度罰則を付けて置いた方がよいと思ふ」と述べている（同前）。同第一部は政治関係を担当し、連絡・内政・不法行為などの問題を管掌した。以後、日本当局＝内務省は罰則規定の作成に入っていくが、同時に武器取締りを強化した。すなわち一月九日、内務省は二三日の指令に基く緊急措置を各警察署に訓令したのである。その内容

は以下の通りである（前掲『大阪府警察史・第三巻』八九頁より再引）。

『一〇月二三日付覚書に基づく緊急措置（昭和二〇年一月九日警保局長名）』

一、武器引渡しが終了したものは武器提出書、未了のものは地区司令官に物件とともに提出書を添付する。
二、武器類の不正所持発見のため一斉臨検、特別戸口調査を実施する。不正所持、学童拾得による死傷事故が各地に発生しているので徹底取締りを励行する。

三、火薬類の回収処理（省略）

内務省は一〇月二三日の指令を受けて不正保持の調査・捜索への方針を固め、市民の武装解除の方針を実施に移していくのである。

こうして民間武器の収集は九月二十四日付及び一〇月二三日付の両指令（覚書）によって一応の原則が明らかにされ、民間保有として許容される猟銃・刀剣及び工業用爆発物に対する具体的方針が示された。その過程で内務省は美術的価値ある刀を例外とする方針を占領当局から一応の承認を得る一方、それ以外の一般刀剣の回収にあたった。民間所有武器の回収、市民の武装解除に内務省は積極的な姿勢を示したのである。それでは武器回収はどのように実施されたのであらうか。

(一) op. cit., The Japanese Government to SCAP, C. L. O. No. 73, 15 September 1945.

(二) この内務省訓令は終戦連絡中央事務局『監察に関する聯合国指令集』(昭和二二年)、『長崎県警察史・下巻』(一九七九年、九三七~九三八頁)、『千葉県警察史・第一巻』(一九八年、五六〇~五六一頁)等に記載われてゐるが、以降の内務省関係通達は『大阪府警察史』だけを典拠とする。

(三) GHQ, SCAP to Imperial Japanese Government, " Surrender of Arms by the Civilian Population of Japan", 24 September 1945.
(4) ibid.

(5) GHQ, SCAP to Imperial Japanese Government, "Instructions Concerning the Surrender of Arms by the Civilian Population of Japan", 23 October 1945.
(6) 外務省外交記録マイクロフィルム、Reel A'-0109。

ところも。だがその実態を全面的に明らかにするには現状ではふくつかの制約がある。

制約の第一は当然のことであるが民間保有武器の実数が確定できること、また民間武器保有数も地域的に遍在していることである。第二は現地占領当局(府県軍政チーム)の方針も具体的には様々であったことである。全体としては後述するように現地占領当局の対応は峻厳であったが、中には例えば三重県のように米軍担当将校が「指令内容にこだわらぬ」(日本側による美術品の)鑑定通り承認して、供出の過半数が許可された場合もあつた(『三重県警察史・第三巻』一九六六年、五三八頁)。第三に原資料の残存状況もあるであらうが、民間武器の回収総数は府県によって集約時点やその方法(回収毎の小計か累計か)もまちまちであるといふことである。

このでは府県別の実例をいくつか挙げるが、府県によって民間武器回収の実施回数も状況も異なつていふこと、また民間武器の回収総数も回収率も相対的に評価せねばならないことに留意すべきである。このような前提にたつて以下では民間武装解除の実施過程における特徴を明らかにしたい。

前述したように四五年九月一五日に終連中央事務局は参謀三部宛に書簡を提出するとともに各県警察部に内務省訓

令を通達した。それに対し同二四日、総司令部は「武器回収指令 (SCAPIN No. 50)」を発した。

この指令を受けて各県警察部は武器回収に入った。静岡県二俣町では九月二七日、同警察署長・町長連名の「一般民間の所有する武器提出方に関する件」(乙第二八二号)をチラシにして町内会長・隣保班長に配布し武器提出の周知徹底を図った(『静岡県警察史・下巻』一九七九年、七八五〇七八六頁)。栃木・奈良・兵庫など各県警察部も広報ビラを作成してそれを回覧・掲示または戸別に配布している。だが町内会・隣保班を利用しなかった栃木県では武器提出の実績は上がらなかったという(『栃木県警察史・下巻』一九七九年、五八六頁)。単なる広報活動だけでは趣旨が徹底しなかったので、回収の実を上げるため町内会・部落会・隣組常会を利用した府県が多い。例えば茨城県では九月二二日、警察部長から各署長宛に「武器引渡命令に対する緊急措置に関する件」(保親發第一号)を通達し、全署員を挙げて一斉戸口調査による完全回収を期して部落会・町内会・掲示板・回覧板などを利用して趣旨の徹底を図っている(『茨城県警察史・下巻』一九七六年、五三四・五三七頁)。埼玉県では新聞・ラジオをも利用したのであった(『埼玉県警察史・第二巻』一九七七年、九四三・九四四頁)。すなわち群馬県をはじめ多くの各府県で民間

武器回収は警察主導による地域末端機構を通じて実績を上げていくのである。それは戦前からの警察の権威と地域協力体制に支えられていたといえよう。

静岡・熊本・茨城県などでは現地占領軍当局は積極的に監督・視察は厳重を極め、直接民家に立ち入って調査したり、県内をくまなくジープで巡回した。茨城県では二四年付指令最終日の一〇月九日に土浦地区占領司令官ワード中佐が改めて民間武器接收と供出の指令(発第五〇三号・昭和二十年十月九日・第六三七戦車駆逐大隊本部「訓令の適用」)を発したが、美術的価値ある刀剣類の除外を認めないという厳しい内容であった(前掲『茨城県警察史・下巻』五三七・五三九頁)。この時点から現地占領当局の対応は一般に厳しかったようである。

その回収結果を府県別にいくつか示すと茨城県では一〇月一〇日までに刀剣類一万六七九四(うち日本刀一万一八四九・軍刀八〇四・指揮刀一四六三・仕込刀二一六・銃剣二四六二)、銃類一八一九などを(同前、五三八・五四〇頁)、島根県では九月一五日から一〇月一〇日までに小銃一五四〇・拳銃九九・日本刀一万六九〇〇・銃剣二三一二などを(『島根県警察史・昭和編』一九八四年、四五五頁)、山口県では一〇月二十五日までに刀剣類二万六八九八(日本刀九五五〇・槍薙刀八六・軍刀六二三・指揮刀二二四一・

仕込刀六五・銃剣一万四三三三)、銃類一万六七〇六（小銃一万六〇一一・重軽機五八七・獵銃一〇八）などを回収した（『山口県警察史・下巻』一九八二年、五四九頁）。なお武器提出にあたっては埼玉県の場合、「武器提出書」に武器の種類・員数・刀剣名・時価見積額を記載させて警察署長に提出させている（前掲『埼玉県警察史・第二巻』九四三・九四四頁）。また武器提出を促進するため群馬県のように「刀剣匕首等其の他之に類似の戎器取締規則（一〇月一六日付）」を制定したところもあった（『群馬県警察史・第二巻』一九八一年、三四〇頁）。

続けて一〇月二三日の「武器引き渡し指令（SCAPIN No. 181）」以後の回収状況をみよう。前述したように、この指令は回収実務を第八軍に移したことによって現地占領部隊の裁量も大きくなつたようである。現地部隊は独自の判断で民間武器の回収を実施したため各府県によって回収に至る過程は一層多様化した。

この指令は武器引渡しを一二月一〇日までに完了することを命じ、栃木県では県軍政部から一〇月末に「最後的武器提出」として布告が提示されている（前掲『栃木県警察史・下巻』五八六頁）。千葉・群馬・奈良・山口などでは翌年一月にその回収成果を集約している（実数は省略）。多くの府県では四六年以降も数度にわたって回収を実施し

ているが、総司令部は四六年三月末を日途として武器回収に一応の区切りを設けていた。

ではこの間の民間武器回収の特徴をみよう。高知県では一九四六年二月四日、県軍政部軍政官レンス大佐から警察部に対しても民間の未回収武器を二月末までに根こそぎ回収する命令を受けた。その命令は復員軍人所持の拳銃に重点をおいたものであったが、全ての武器を所轄警察署に提出させ、三月一日以降、警察署長の保有許可証がない所有者を「戦争犯罪人として連合軍軍事裁判所に付す」としていた。この指令を受けた県警察部は直ちに各署を通じて家庭に命令の趣旨の徹底をはかり、県地方世話部長・復員人事部長・警察部長連名で重ねて県民に警告を発して第五次一斉回収を実施した。その結果、敗戦から四六年二月一五日までに拳銃四五一一・機関銃二二七・その他銃九一一・軍刀七六一・指揮刀一三五五・銃剣六六九三・日本刀一万〇〇八七・その他の刀剣三一一六を回収した（『高知県警察史・昭和編』一九七九年、八七九頁）。

この高知県の事例を踏まえて全国的な特徴を整理すると、第一は栃木・京都・三重・富山・熊本など各府県でみられたことであるが、回収過程において巷間では米軍が特殊電波探知機を使用して家宅捜査し、刀剣類が発見された場合は軍事裁判にかけられるとの噂が飛んだことである。この

噂のため京都では自発的に提出する人も多く、回収作業は比較的容易に進み（前掲『京都府警察史・第三卷』六二五頁）、奈良県でも「進駐軍に対する恐怖感から、各家庭ではやみくもに放出した」という（『奈良県警察史・昭和編』一九七八年、三三三三頁）。

このことは現地占領当局が取締りと処罰に対し積極的な態度で臨んでいたことを示している。例えば群馬県の「昭和二十一年一月・警察部事務報告書」は「進駐軍は民間武器隠匿所持者に対する厳重なる処罰を要求し来り」と記している（前掲『群馬県警察史・第二卷』三四〇頁）、また兵庫県でも米第二四師団司令官レスター少将が県警察部長に対し「民間人所有の武器類は、三月十一日以降一〇日以内にすべて提出を完了せねばならない。もし期限以降において武器を所有するのは何人たるを問わず日本法律に従つて最高の刑罰を科せられる」旨の指令を手渡して徹底的な回収を行つた（前掲『兵庫県警察史・昭和編』五〇二頁）。

第二は武器回収と並んでその製造も当然禁止されたことである。例えば刃物の町として全国的に知られている岐阜県関町では三月六日、県軍政部から関町警察署長宛に「岐阜県内に於ける土産物、短刀、刀劍類の製作禁止に就て」との指令が発せられた。ここにいう「土産物」とは当時回

収対象から除外されていた匕首などを占領軍兵士向けに製造・販売していたものであるが、それを含めて製造は全面的に禁止され関町は経済的に大きな打撃を受けたのであった（『岐阜県警察史・下巻』一九八二年、六三一頁）。

第三は武器の提出過程で警察の戸別訪問・隣組長への協力依頼・町内会部落会を通じての督励が一層進んだことである。これは柄木・富山など多くの県で見られた。第四は一九四六年に入ると高知だけでなく他県でも復員軍人所持の拳銃の回収に着手していることである。福島県では一月二二日付で郡山警察署長が「武器弾薬等の一斉検索取締に関する件」を署員に訓受し、復員軍人の武器回収と隠匿軍需物資の徹底的検索を実施した（『福島県警察史・第一巻』一九八二年、一七〇九～一七一〇頁）。

最後に地域的特徴を示すものとして山形県の事例をみると米沢の上杉家・酒田の本間家・鶴岡の酒井家の順で回収数が多くたが、鶴岡の酒井家からは神町駅（占領軍駐在地）に一貨車分が着き、「貨車の半分ぐらいに、槍の穂先がズラツと台の上に何本も並べかけ」られていたという（『山形県警察史・下巻』一九七一年、九〇九頁）。

回収された武器類は警察署などに山積みされたが、全てを軍政部に引き渡した後、処理された。処分方法も地域によって様々である。埼玉県では大宮市駐留の米国陸軍化学

處理部隊を経由して東京赤羽米第八軍兵器補給廠に集められた（前掲『埼玉県警察史・第二卷』九四四頁）。関東地区の武器は全て赤羽に集められたようである。奈良県では高田署管内の鋳工所で奈良・三重両県の回収銃刀が動輪に変えられた（前掲『奈良県警察史・昭和編』三三四頁）。山形県では占領軍が「MP護送の上貨車で酒田港に運び、ここで船積みして酒田港外の日本海に投棄し」（前掲『山形県警察史・下巻』九一〇頁）、熊本県でも海兵第八連隊が長崎県島原沖と熊本県天草郡富岡町（苓北町）沖の有明海に軍用兵器弾薬とともに投棄したという（『熊本県警察史・第三巻』一九八六年、七四三頁）。鑑定を受けた美術品としての刀剣は曲がりなりにも回収から除外されたが、回収にあたった警察関係者は処分された刀剣の中にも多くの「名刀」があったと一様に回想している。占領された国民として日本刀への愛着は強かったといえようが、それは他面で骨董的刀剣の民間所持を認める国民感情を表しているともいえよう。

前述したように武器回収は四六年三月末を一つの区切りとして実施された。次に武器回収の成果について述べよう。日本帝国軍隊の武装解除も四六年三月までに一応の目途がついたようで、総司令部は、四月一八日、日本軍隊に対する武装解除の成果について発表を行つた。すなわち武装解

除を完了した日本軍の武器装備は全て第八軍に引き渡され、米軍の手によって処分を完了した。そのうち民生必需品として使用される物資は内務省を通じて一般民間に払い下げられることになった。収集・破壊された武器のうち本稿に関するものだけを述べると小銃一六五万、拳銃五万五千、刀剣類一四〇万であり、小銃・刀剣類の大部分は米軍の記念品となつた（『時事年鑑・一九四七年版』一六九〇一七〇頁）。

では民間レベルの武器回収状況はどうであつたろうか。全国レベルにおける四六年三月末までの回収・引渡し状況は、内務省警保局警察統計資料によると拳銃一萬一九一六・機関銃二万二九九四・小銃三九万五八九一・獵銃三八万四二二・大砲二四三・機関砲五六〇・軍刀（指揮刀を含む）二三万九一六〇・銃剣五八万二一〇六・日本刀八九万七七八六・槍類一四万四四〇七・火薬類九〇万七七七五キログラムなどであった（前掲『大阪府警察史・第三巻』九〇頁より再引）。また府県レベルでの状況については例えば兵庫県警察部では一九四六年三月までに過去四回にわって武器の回収措置をとり、拳銃二六二・小銃二万一一六四・機関銃一四一七・その他の銃一万五四四六・擲弾筒一〇二・機関砲三四・火砲七・軍刀六四四・指揮刀二二三七・銃剣三万〇四四〇・日本刀一万四六二〇の成果を挙げ

占領期における非軍事化と武装解除（荒）

た（前掲『兵庫県警察史・昭和編』五〇一～五〇二頁）。これらの統計から判断すると、この時期の日本刀の回収数は各府県平均二万本弱ということになるうか。

これ以降も民間保有武器の回収を徹底するための措置が講ぜられた。例えば滋賀県では三月二七日、県令第三八号をもつて「銃砲、刀剣、匕首その他民間保有武器所持、授受、運搬、携帯禁止の件」が発せられ違反者は五〇円以下の罰金又は拘留若くは科料に処せられることになった（滋賀県警察史（全一巻）一九六八年、八九七頁）。また兵庫でも第二四師団司令官レスラー少将の指令に基づいて五月一八日、県令をもつて「狩猟銃・刀剣・匕首その他民間保有武器の所持・授受・運搬・携帯禁止の件」を施行し、その趣旨の普及徹底を図っている（前掲『兵庫県警察史・昭和編』五〇二頁）。これは将来にわたって民間武器の完全回収を図る法的根拠とされたのである。

熊本県では刀剣類五万三七七〇（日本刀二万六六五〇・軍刀四五二一・指揮刀五五二三・銃剣一万三九三三・その他三一三四）、銃類二万七一八四を回収した（前掲『熊本県警察史・第三巻』七四二頁）。前述したように民間武器の回収数は地域的遍在・現地占領当局（軍政部）の対応・回収数の集約時点と方法によって様々であるが、各県警察史の中で日本刀の接収本数が一番多かったのは長野県であり、一九四七年一月一五日現在で五万一一〇一本となっている（『長野県警察史・第二巻（各説編）』一九五八年、二九一～二九二頁）。

相対的に民間レベルで所有されていた日本刀の接収率はかなり高かったといえるのではないだろうか。各統計が軍刀・指揮刀と日本刀を区別している点に着目し、それから判断すると日本刀は占領期の刀狩りまで、かなりの量が民間で保有されていたといえよう。つまり秀吉の刀狩りや明治の廃刀令以来、民衆を武装解除する法秩序が徐々に貫徹しつつあり、民間レベルにおける武器の所有は漸次、突き崩されつつあったが、実態面では相当量の武器（日本刀）が民間レベルで保有されていたといえよう。

なお一九四六年一月一六日、最高司令部は「日本における警察官の武装に関する件」の覚書を出し、警察官の拳銃携帯を認め、同年三月、警察官の帶剣を廃止し、原則とし

て新たに警棒を携帯させ、必要ある時は警杖をもつことができることになった（大震会『内務省史・第二卷』原書房、一九八〇年、七七六頁）。

日本政府（内務省）は民間武器回収と並行して取締りの強化と違反措置の法制化に向けて動き出だが、この点を次節で述べよう。

註

(1) 因みに一九四七年の総世帯数は一五八七万〇八一一（普通世帯一五七八万五二一九、準世帯八万五五九二）であった。

（総務庁統計局監修『日本長期統計総覧・1』日本統計協会、一九八七年、一六八頁）。

民間保有武器の総数は、敗戦直後という状況の中で刀剣類だけでなく銃類を含めると多分普通世帯数の三分の一に匹敵するぐらいの数はあったと推測され得ようか。

(2) 筆者がこのように述べる視点は藤木久志「奥羽刀狩事情」付、「廃刀令からの視点」（羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇年二月）に基づいている。筆者は武装解除の一環として占領期の刀狩りをいつか執筆したいと思っていたが、藤木氏からそれを実現する提言を頂いた。その際、氏は学問上の示唆と豊富な教示を下さった。ここで謝意を表しておきたい。

(三) 刀剣の認定・許可証問題と銃砲等所持禁止令の制定

民間レベルの武装解除は前節で述べたような成果を挙げたのであるが、占領当局と日本政府との間での折衝は必ずしも円滑に進んだわけではなかった。四六年頭段階で「一般武器等特に刀剣の実際取扱については日米双方一致を欠き、其供出も兎角実績の挙がらぬ憾があつた」という（「終連横浜事務局・執務報告(一)」）。占領当局と日本政府側との間の意見対立は、(1)民間レベルにおける刀剣の保持許可証をめぐる問題と、(2)違反防止措置に関するであつた。日本政府・内務省は(1)への関心が強く、(2)の処理を通じて結局、違反防止措置に問題を収斂させていく。本節ではこれらの点を明らかにしたい。

刀剣に関する全国各地の実施状況は現地占領軍当局の解釈によって取り扱いが様々であり、日本当局（警察署）との間の「紛糾」も少なくなかつたといふ。前述したように四五五年一〇月二三日の指令(SCAPIN No. 181)は、民間武器引渡しの実際的業務を米第六軍（司令部京都）・第八軍（同横浜）・第五艦隊（同佐世保）の各司令官に委ねた。第八軍司令部は日本政府（警察署長）が保持許可証を発行することに關して「何等連合軍側に於て承認せるものに非ず」とし「之は連合軍側に於て再審査の上、証明書〔を〕発行する」との方針をとつていた（「終連中央事務局・執務報告(第二号)」）。この方針に基づいて第八軍側は各地で

再審査を実施しようとしたのである。つまり刀剣問題に関して占領軍と日本当局との間で解釈の根本的な差異が生じたのであった。このような状況において日本政府（終連中戦事務局）は、一二月一三日、総司令部に現地部隊の方針について問い合わせるとともに日本側の要求を明確にした。その要点は以下の通りである。

日本政府は眞の民間人に美術刀剣の許可証を発行してきたが、地方米軍当局は最近、「家宝（heirlooms）」又は「美術品」としての刀の全てを収集して引き渡すことを命じ、所有者にいまだに返還していない。このような命令は現地日本当局と住民との間に不信感と混乱を引き起こしている。

日本政府は刀の審査のためとはいへ地方米軍部隊による多くの刀剣の押収が総司令部の眞の意図と合致していないと思ふ。

それゆえ総司令部は上記のような地方米軍部隊の行動を直ちに中止する措置をとり、押収した刀を返還し、且つ日本政府が美術刀剣の如何を決定するものであることを求めることの政策をとる場合には審査は日米双方の資格ある専門家によつて実施されることを強く望む、というものであった。⁽³⁾

日本政府がこのように要望する根拠として第六軍管轄地域の事例を挙げている。すなわち第二五歩兵師団司令部

（名古屋）は一二月三日に日本側に「以前に家宝として分類された刀」という指令を発したという。その内容は（一）「家宝（heirlooms）」又は「美術品」としての刀の保持に関する本司令部（第二五師団）によって発せられた以前の指令は、太平洋地域連合国最高司令官によって撤回されたこと。（二）刀・短刀・匕首及び同様の他の武器はいかなる日本人によつても保持されないこと。（三）岐阜・静岡・愛知において現在所有されている、この種の全ての武器は警察当局によって回収し、近くの米軍部隊に引き渡すことなどとなつていた。⁽⁴⁾

以上のように日本政府は強い調子で現地部隊の方針を改めるよう要請したのであるが、これに対し総司令部（民間諜報局）は翌四六年一月一〇日に覚書(SCAPIN No.574)を発出し、九月二十四日付「武器回収指令(SCAPIN No.50)」に規定されている個人の刀剣保持許可の方針を再確認する旨だけの回答を日本政府に伝達した。すなわち第八軍司令部の方針と管下占領部隊の対応に変化をもたらすような返答を日本政府側は得られなかつたのである（なお第六軍は米本国復員のため一九四六年一月一日付をもつて編成を解除されたため、以後第八軍が米海軍管轄地域を除いて日本全土を担当していた）。

他方、前述したように一〇月二三日付指令 (SCAPIN

No. 181) は「民間所持を許可された刀劍類等の違反防止的措置」を規定していた。その正確な文言は「日本政府は

前記諸指令を遵守し且つ認可及び許可証の発行に関する違反若くは欺瞞を防止するために必要な万全の措置を講ずべし」となっていたが、以後、内務省は無許可保有者に対する罰則規定（法的措置）の作成に入っていた。内務省がその原案を総司令部に内示したところ猟銃と爆発物に関するものは同省の方針（警察署長による認定と認可証公表）を承認するが、刀に関する「保持許可証は占領軍に於て発行すべきもの」だとして、勅令にその旨を規定すべきことを要求した。続けて総司令部は「日本政府に保持許可証の発行を認めたる十月二十三日の指令は変更した」と言明した（前掲「終連中央事務局・執務報告（第二号）」）。

このような占領当局側の方針転換に対し日本側は「刀剣に関する從来の方針を根本的に変更するもの」であるから「日本政府としても直に之を承腹し得ず」との態度を堅持した。すなわち日本政府は「殊に占領軍が日本国民個々に証明書を発行するが如きは日本行政管理は日本政府を通じて行ふとの原則的取りきめに反対する重大問題」だとして、内務省は総司令部に対して「証明書は依然日本政府に於て発行し得る様要請」したのである。だがこの問題に関する「総司令部側殊に第八軍司令部の意向は相当強硬」

であったという（同前）。

民間刀劍類の認定・保持許可証問題と違反防止措置について内務省側と第八軍担当官との間で協議が続けられたが、結局、両者の間で意見が一致せず、進展が予想以上に遅れた。日本政府はこれらの問題に決着をつけるため、関係各省代表と占領当局との会談を企画した。

五月一六日、終戦連絡横浜事務局は「鈴木（九萬）横浜事務局長の主宰で中央及横浜終連、文部、内務、司法各省、及八軍憲兵司令官等両国関係官列席打合を行ひ、從來供出についての隘路となっていた鑑定は日米何れが如何なる方法で実施するか、それとも文部省の国宝又は重要美術品審査に当たる専門家に行はしむべきか等の疑問を一掃」した（前掲「終連横浜事務局・執務報告（一）」）。両当局の一致点は次の通りである（前掲「終連中央事務局・執務報告（第二号）」）。

- (一) 日本政府は武器所有禁止の勅令を公布すること。
- (二) 民間に所有を許可すべき刀剣については日本側の提示した標準、即ち(イ)国宝又は重要美術品の指定をされたもの又は専門家によりこれ等と同等の価値ありと認められたもの。(ロ)各時代の有名刀工の作になるもの、又は無銘なるも専門家により特に美術的価値ありと認められたもの。(ハ)家宝又は美術的

価値ある記念品についてこれを認められること。

(三) 美術の対象たる刀剣については、日本政府の選定せる専門家の鑑定を受け、これに鑑定人の署名及び憲兵隊司令官の副署名のある鑑定書をあたえること。右鑑定書を有する者に対し地方長官は保持許可証をあたえること。

日本政府はこの一致点を踏まえて「未提出の儘にある刀剣の供出を一挙に促進すると云ふ趣旨で成案を得たので、右を当「終連横浜」事務局の覚書として六月一日、第八軍司令官宛申し入れをなした。その覚書の要旨は日本政府が勅令をもつてこれを法文化すべきこと、審査の方法及び基準、監査委員の構成、所謂許可証の形式等であった」(前掲「終連横浜事務局・執務報告(一)」)。

総司令部は日本政府の申し入れに対する最終決定を第八軍司令部に一任した。日本政府・内務省は取締りの速かな実施に関心を移していた。政府は第八軍司令部からの指令を持つことなく、指令を先取りして六月三日、「銃砲等所持禁止令」(勅令三〇〇号)を公布し、続いて同一七日、「銃砲等所持禁止令施行規則」(内務省令第二八号)を制定した。この禁止令は「原則として之等武器(刀剣その他武器類・注引用者)の民間における保有を禁じ、但狩猟又は有害鳥獣駆除用銃器、美術的価値ある刀剣及び産業用と

して火薬を所持せんとするものは六月一五日から二ヶ月以内に申告許可を得べきこと、犯罪に対しても三年以下の罰金に処すべきことを規定し」(同前)。この勅令三〇〇号は昭和二一年勅令三一号第二条第三項の「連合国最高司令官の日本帝国政府に対する指令を履行するために日本帝国政府の発する法令」、すなわち所謂ボツダム勅令であり、この勅令違反は「占領目的に有害な行為からなる罪」に該当するものとして必ず公訴を提起しなければならないことになっていた。

銃砲等所持禁止令施行規則は、第一条で(一)銃砲とは弾丸発射の機能を有する装薬銃砲、(二)火薬類とは陸海軍において又はその命令によって戦闘用途に供するために製造した火薬・爆薬・加工品、(三)刀剣類とは刃渡り一五センチメートル以上の刀・匕首・剣及び槍・薙刀とし、それらの範囲を定め、許可手続きなどを規定した。これによつて日本政府は「民間武器の最後的回収をはかると共に、美術の対象たる刀剣の鑑定につき専門家を全国に派して之を行」(6)たのである。

他方、第八軍からの指令発出は、意外に手間取った。そのため日本政府は、八月一三日、「臨機の措置」として銃砲等所持禁止令を改正(勅令第三八四号)、先の手続き期間を二ヶ月から四ヶ月に延期した。その後、第八軍司令部

は一四日に日本政府宛覚書を横浜事務局に発した（「日本の刀剣及び火器の収集・分類・処理」に関する指令）。日本政府は直ちにその実施に関する必要措置を講じた（前掲「終連横浜事務局・執務報告（一）」）。この指令の第一眼目は潜在武器の発見回収にあつた。

八月二十四日付第八軍司令官発の指令要旨は次の通りである（同前）。

- a 武器類の蒐集、区分及措置を実施すること。
 - b 警察官は引続き許可せられおらざる刀剣その他を蒐集すること。
 - c 地方長官は保有者に対し証明書を発給し、且保有者名簿を作成すること。
 - d 証明書は日英文とし、一件につき三通を作成し、
- 原書は所有者本人、第二及第三の写は夫々府県庁及所轄警察署に保存すること、従来種々の官憲より發給せられおりたる所持許可書はこの際更新発給すること。

二、鑑定の選に漏れたる刀剣及び所持を許されざる他の武器は、東京赤羽所在米国軍兵器補給廠に蒐集すべく、その荷造並に輸送は日本側これにあたること。

三、各府県担当官はその他の軍政部と処理状況に関し直接連絡し米軍側において必要な監督を加うこと。

続けて第八軍司令部は翌二五日、『作戦指令 第七五号（OPERATIONAL DIRECTIVE No.75）』をもって詳

細な訓令を各部隊に発した。内容は一四日付日本政府宛指令と同じであったが、管下部隊に（一）今後刀剣の収集及び審査は日本側に委ねること、（二）各県軍政部は日本側と連絡し必要な監督を加えること、（三）現に米側において収蔵中の刀剣は日本警察に引渡し、鑑定終了をまつて結果を第八軍司令部に報告すべきことを指示していた。⁽⁷⁾

日本政府は第八軍の指令を受けて九月一七日、「銃砲等所持禁止令」を改正し（勅令第四三四号）、刀剣類の所持許可にあたっては刀剣審査委員会の鑑定を経なければならぬことにした。

小括

総司令部（GHQ）は「一般命令第一号」で民間武器の回収を日本政府に提示したが、それが当初から明確に市民の武装抵抗権の剥奪を目的として実施したものであつたかは、さらに綿密な検討が必要であろう。だが民間武器の回

占領期における非軍事化と武装解除（續）

収が結果として市民の武装解除を意味したことは確認である。

九月一五日以後、内務省は占領当局の意向を参考して対応した。ここで注目すべきは日本側の占領当局に対する折衝論理が「軍刀＝家宝」論から「日本刀＝美術品」論に移ったこと、そして日本政府（内務省）の「日本刀＝美術品」論が占領当局との折衝過程で糾余曲折はあったものの最終的に承認されたことである。美術品を例外とする方針の了解を取りつけると日本政府（内務省）は総司令部からの指令を巧みに解釈して美術品以外の刀剣の回収に積極的な姿勢を示したのである。

他方、回収の実際の現場では現地占領当局（軍政部）が回収状況を視察し、警察当局を督励するなど全体として厳しく命令指導した。各地警察当局はそれに応える形で民間武器の回収を実施した。その際、警察当局は戦時中から統制下においていた町内会などの地域末端機構を大いに利用して実を上げたのである。

日本政府は民間武器の回収と共に取締りも意欲的に実施した。特に違反防止措置、民間武器の不法所持を取締る法的な整備に関して内務省は総司令部（又は第八軍司令部）に先手を打って主導性を發揮したのである。その意味で市民の武装解除は総司令部の指令に基づくものであったとは

ふべ、内務省（警察部）の役割も大きかったといふべき。

註

(1) 「昭和二十一年十一月 YMO 執務報告 終戦連絡横浜事務局」（以下本文注のよどぎ略記する）前掲『横浜市史』II・『資料編一』一一～一二頁。

(2) 「昭和二十一年四月十五日 執務報告（第一回） 終戦連絡中央事務局第一部」（以下本文注のよどぎ略記する）外務省外交マイクロライブラリ Reel A'-0112。

(3) Central Liaison Office, Tokyo to GHQ, SCAP, "Retention of Swords Classified as Objects of Art in Civilian Hands", C. L. O. No. 1074 (1. 3), 13 December 1945.

(4) ibid., (Enclosure 1), Hg 25 th Infantry Division. CG, "Swords previously Classified as Heirlooms", 3 December 1945.

(5) GHQ, SCAP to Imperial Japanese Government. "Retention of Swords Classified as Objects of Art in Civilian Hands", AG 386. 3 CIS, 10 January 1946.

(6) 「昭和二十一年七月二日 警務部（兼參謀） 終戦連絡中央事務局政治部」外務省外交記録マイクロライブラリ Reel A' -0112。

(7) HQ, EIGHTH ARMY, United States Army, Office of the Commanding General, "OPERATIONAL DIRECTION No. 75, Collection, Classification and Disposition of Japanese Swords and Firearms", 25 August 1946, CAS.

はじめてかえて——美術刀剣審査制度と銃砲刀剣類等所

持取締令

民間所有の銃砲刀剣類の回収と取締りは占領初期には厳格に実施され、美術刀剣も一九四七年頃までは厳重な審査によって多くの刀剣が接收された。四七年未には内務省が解体され、そのため四八年に入ると警察法関係の主務大臣は内閣総理大臣に代り、美術刀剣の審査制度も少しづつ変化した。すなわち前述したように銃砲刀剣類の所持は都道府県知事の許可を受けた場合にのみに限られていたが、警察制度の改革に伴う四八年三月六日の「警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律」（法律第一一号）によつて所持許可権者が知事から公安委員会に移された。またこの警察改革によつて銃砲火薬取締法に関しては火薬類の譲渡・授受の許可及び災害届出受理の事務を従来通り警察の管掌としたが、銃砲火薬類の製造・販売などに関する事項は通産省・都道府県に移管された。

四九年以降は刀剣審査も漸次緩和され、没収を第一とした方針から届出促進に変化した。自発的な届出者に関してはそれまでの隠匿行為を不間に付し審査合格の便宜を計るようになつた。だが富山県での届出は低調で多くの家庭にはおひただしい未登録刀剣や銃砲が潜在していたといふ（前掲『富山県警察史・下巻』七八〇~七八一頁）。

一九五〇年五月二九日、総司令部は「日本民間人所有の武器引渡しに関する指令（SCAPIN No. 2099）」を発し、四年九月七日付指令第111号（SCAPIN No. 12）、同114日付「武器回収指令（SCAPIN No. 50）」、同年一〇月113日付「武器引き渡し指令（SCAPIN No. 181）」など一連の指令を廃止した。この指令によつて銃砲刀剣類の所持に関する措置は以後完全に日本政府の責任に委ねられることになった。日本政府は、同年一月一五日に銃砲等所持禁止令にかえて「銃砲刀剣類所持取締令」（政令第三三四号）を制定した。同取締令の主な改正点は、（一）所持許可の基準を定めたこと（第四条）、（二）変装銃刀及び装薬銃砲以外の短銃の所持、刃渡り一五センチメートル未満の刀物の携帯をそれぞれ禁止したこと（第一一三~一五条）、（三）銃等の授受運搬及び携帯の制限規定を設けたこと（第一六条）などであつた。

特に第九条では公安委員会が行つていて銃砲刀剣類の所持許可のうち、火繩式火器・刀剣類など美術的骨董的価値あるものについては文化財保護の名目で登録とし事務を教育委員会に移管した。つまり狩猟用・産業用などの銃砲刀剣類の所持は従来通り公安委員会の許可を必要とするが、美術的価値あるものは都道府県教育委員会の外郭団体である文化財保護委員会の登録を受けねばならなくなつたので

ある（一二月一日文化財保護委員会規則第六号「銃砲刀剣類等所持取締令第卷七条第一項に規定する火繩銃式火器及刀剣類の登録に関する規則」も参照）。また許可の取消しについても初めて聴聞制度が採用された。この取締令は同年一月二〇日から施行され、これに基づいて「銃砲刀剣類等所持取締令施行規則」（総理府令第四五号）も公布された。

他方、火薬類については同取締令の対象から外し、同時に明治末期に公布された「銃砲火薬類取締法」を廃止し、五〇年五月の「火薬類取締法（法律第一四九号）」によて規制することになった。つまり火薬類と銃砲刀剣とを分離してそれぞれの政令及び法律をもつて取り締まることになったのである（前掲『内務省史・第二巻』七一九～七一〇頁）。

この銃砲刀剣類等所持取締令の政令第三三四号は占領下において連合国が占領目的を達成するために制定した所謂ポツダム政令であり、講和条約発効以後においても効力を持たせる措置として一九五二年三月二一八日の「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律」（法律第一三三号）によって、五二年四月二八日以降は法律としての効力を有することになった。

同取締令はその後、五三年・五四年・五五年と三回にわたり一部が改正され、空気銃・飛び出しナイフも取締り対象とするなど所持携帯制限を一層強化し、五八（昭和三三）年四月一日に施行された「銃砲刀剣類所持等取締法（法律第一〇号）」として装いを新たにした。
銃砲刀剣類の取締りの主要な目的は治安維持にある。占領初期には占領目的達成のために民間武器の回収に重点を置いて市民の武装解除を法的に固定した。その後は不法所持の取締りが中心となってきたのである。

註

(1) いの記述には各県警察史を参照した。

(2) GHQ, SCAP (GB/CIS/PSD) to Japanese Government (SCAPIN 2099), MEMORANDUM, "Instructions on Surrender of Arms by Japanese Civilians", 29 May 1950.

(一九八三年度立教大学史学専攻博士課程後期課程単位取得退学・立教大学非常勤講師)